

## あさひ園(幼稚園)の利用者負担額

### 1. 幼稚園授業料

幼稚園の授業料は、幼児教育・保育の無償化により令和元年10月から無償化されました。

### 2. 給食費

幼稚園の給食費は、主食費・副食費を合わせて、毎月1日に保護者の方より指定された口座より口座振替にて納付いただきます。

ただし、8月は夏季休業中のため頂戴しておりません。

年齢児	年収 360 万円以上相当世帯			年収 360 万円未満相当世帯 又は第3子		
	月額			月額		
	主食費	副食費	計	主食費	副食費	計
3 歳児	800 円	3,200 円	4,000 円	800 円	免除	800 円
4 歳児	800 円	3,300 円	4,100 円	800 円	免除	800 円
5 歳児	800 円	3,600 円	4,400 円	800 円	免除	800 円

#### \* 副食費の免除について

副食費(おかず、おやつ等)について、次に該当する場合、免除されます。

- ・年収360万円未満相当世帯のお子さま
- ・所得階層に関わらず第3子以降のお子さま

#### \* 給食費の減免について

1ヶ月以上欠席される場合、あらかじめ担任と事務所へ連絡のうえ、減免申請書を事務所へ提出ください。1ヶ月単位で給食費を減免します。

#### \* 利用者負担額の軽減について

幼稚園(1号認定)の場合、小学校3年生以下で最も年齢が高い児童を第1子と数え、園児を第2子、第3子として数えます。

#### \* 利用者負担額の見直し

保育料又は給食費は、毎年9月に利用者負担額の見直しを行います。利用者負担額は、保護者世帯の市町村民税所得割を基に算出させていただいております。

4月から8月までの利用者負担額は、令和7年度市町村民税。9月から翌年3月までの利用者負担額は、令和8年度市町村民税を基に算出します。